



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名：株式会社十六銀行
（コード：8356 東証・名証第一部）
代 表 者 名：取締役頭取 村瀬 幸雄
問 合 せ 先：執行役員経営企画部長 秋葉 和人
（TEL：058－265－2111）

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄）は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 239 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

社外取締役として有用な人材を広く招聘できる環境を整備し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との責任限定契約に関する規定（第 29 条の 2）を新設しようとするものであります。

なお、規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

定款変更の効力発生予定日 平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

十六銀行 経営企画部ブランド戦略室（広報担当） TEL (058) 266-2512

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">略</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第29条の2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

以 上